

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

国税庁 課税部 個人課税課 課長補佐
福田あづさ

1. はじめに

平成22年7月6日に、最高裁判所において、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする判決があったことを受けて、財務省及び国税庁では、最高裁判決に基づき、取扱いの変更と納税者の方々への対応について検討してまいりました。

納税者の方の還付手続き等に関する対応の方針については、まず、平成22年10月1日に財務省・国税庁より、「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」を公表しました。この中で、取扱いの変更の対象となる保険年金の種類、所得計算の方法の概要、現行法に基づく過去5年分（平成17年分から平成21年分）の所得税の還付手続きの方法などを明らかにするとともに、平成12年分から平成16年分について特別な還付措置を講ずる法律上の手当てを行う方針をお示ししました。

その後、平成22年10月20日に、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法に係る所得税法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、これに併せ、国税庁の所得税法の解釈通達を発遣し、取扱いの変更を行いました。これにより、現行法に基づき、過去5年分（平成17年分から平成21年分）の納めすぎとなっている所得税の還付手続きを開始しました。

このような解釈変更に伴い多数の納税者の方に

過去に納付された税金の還付手続きをとっていただくことは、今回が初めてのケースとなることから、国税庁では円滑かつ迅速に還付手続きを行っていただけるよう体制の整備に努めてきました。また、対象となる納税者の方に還付手続きを行っていただくためには、保険年金の支払情報等が必要になることから、対象となる保険年金を取り扱っている生命保険会社等にご協力いただき、還付の対象となる可能性のある一定の納税者の方に、生命保険会社等から年金支払情報等の通知を行っていただくこととなりました。

本稿では、最高裁判決の概要、取扱い変更後の所得金額の計算方法、納税者の方の還付手続きの方法等を解説します。

2. 最高裁判決の概要

本件では、年金形式で保険金が支払われる収入保障保険という保険商品に対する相続税・所得税の課税関係が争点となりました。具体的には、年金の方法により支払を受ける保険金（年金受給権）について、相続税法24条に定められた「定期金」の評価方法に従って、将来の受取年金の総額に一定割合（本件では6割）を乗じた価額に対して相続税が課されている一方、各年の年金支給額に対しては所得税が課されていることが、「相続により取得するものには所得税を課しない」とする所得税法第9条の規定に違反するかが問題となりました。

これについて、最高裁では以下のとおり判示さ

れました。

① 所得税法第9条第1項第15号（現行第16号）にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

② 年金の方法により支払を受ける保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法第24条第1項第1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額とその残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の当該現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。

③ したがって、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法第9条第1項第15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課すことは許されないというべきである。

④ なお、生命保険会社が本件年金についてした所得税法第208条所定の金額の源泉徴収は適法であるから、上告人が所得税の申告等の手続において上記徴収金額を算出所得税額から控除し又はその全部若しくは一部の還付を受けることは許されるものである。

3. 取扱い変更の内容

上記2.の最高裁判決を踏まえ、相続人等が相続等により取得した生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける場合におけるその年金について、課税部分と非課税部分に振り分けた上で、課税部分の所得金額についてのみ課税対象とするため、平成22年10月20日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第214号）により所得税法施行令を改正し、当該年金に係る雑所得の金額の計算規定が新たに設けられました。また、これに併せ、平成22年10月20日付課個2-25ほか1課共同『「所得税基本通達の制定について」の一部改正等について（法令解釈通達）」により、所得税基本通達の一部が改正されました。これにより、以下のとおり保険年金の税務上の取扱いの変更が行われました。

(1) 対象者

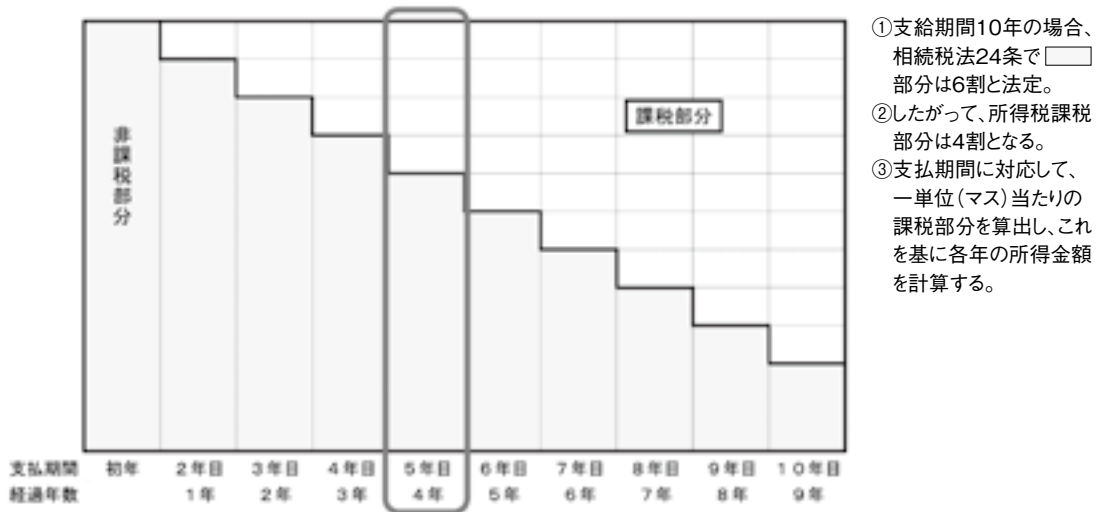
相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金（以下、「保険年金」といいます）を受給している方が、今回の取扱いの変更の対象となります。

具体的には、次のいずれかに該当する方で保険契約等に係る保険料等の負担者でない方です。

- ① 死亡保険金を年金形式で受給している方。
- ② 学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方。
- ③ 個人年金保険契約に基づく年金を受給している方。

注1) 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険契約や損害保険契約等に係る年金受給権は、相続税法上、相続税や贈与税の課税対象となっています。なお、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も今回の取扱いの変更の対象となります。

図1 保険年金の課税・非課税部分の振り分け



(計算例) 支払期間10年の確定年金を相続した方の支払年数5年目の所得金額の計算
(年100万円定額払い、保険料総額200万円の場合)

- ① 1課税単位当たりの金額： $\frac{1,000\text{万円} \times 40\%}{\text{(課税部分)}} \div \frac{45\text{マス}}{\text{(課税単位数)} \{10\text{年} \times (10\text{年} - 1\text{年}) \div 2\}} = 8.8\text{万円}$
- ② 課税部分の年金収入額： $8.8\text{万円} \times \frac{4\text{年}}{\text{(経過年数)} \text{支払開始日からその支払を受ける日までの年数}} = 35.2\text{万円}$
- ③ 必要経費額： $35.2\text{万円} \times \frac{200\text{万円}}{\text{(保険料総額)}} \div \frac{1,000\text{万円}}{\text{(支払総額)}} = 7\text{万円}$
- ④ 課税部分に係る所得金額： $35.2\text{万円} - 7\text{万円} = \underline{\underline{28.2\text{万円}}}$

注2) 生命保険会社、旧簡易保険、損害保険会社、JA共済、
全労済等でこうした年金が取り扱われています。

(2) 税務上の取扱いの変更内容

保険年金について、税務上の取扱いが次のよう
に変更されました。

(変更前) 各年の保険年金の所得金額(年金収
入額－支払保険料)の全額に所得税
を課税。

↓

(変更後) 各年の保険年金を所得税の課税部分
と非課税部分に振り分け、課税部分
の所得金額(課税部分の年金収入額
－課税部分の支払保険料)にのみ所
得税を課税。

保険年金支給の初年は全額非課税で、2年目以

降、非課税部分が徐々に減少していく簡易な計算
方法により所得税非課税部分を算定していきます
(支給開始年から終了年に向けて、非課税部分は、
段階的に減少していくことになります(図1参照))。

保険年金には、定額払いの確定年金だけでなく、
終身年金や有期年金、逓増型や逓減型など様々な
種類があるほか、支払方法も年に一回払いのもの
もあれば、複数回に分けて支払われるものもあり
ます。この課税部分と非課税部分の計算方法は、
年金種類や支払方法、さらにはその支給期間にか
かわらず用いることができます。

また、課税部分に係る所得金額は、課税部分の
年金収入額から対応する支払保険料を控除して計
算します。

なお、最高裁判決においては、源泉徴収は適法
と判断されたことから、保険年金に対する源泉徴

収は、当分の間、源泉徴収対象額（年間の年金収入額から対応する支払保険料を控除した金額）の10%で行われます。

注）源泉徴収対象額25万円未満の場合には、源泉徴収は行われません。

(3) 取扱い変更後の所得金額の計算方法

取扱い変更後の所得金額は、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」（図2参照）を用いて計算を行っていただくこととなります。この計算書は契約ごとに作成していただく必要がありますが、1枚の計算書で過去5年分の所得金額の計算を行うことができます。

また、全てのタイプの保険年金について、この計算書をご利用いただけます。

更に、計算書の作成をサポートするため、国税庁ホームページには、年金情報等を入力していただくことで自動的にこの計算書が作成できる「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」（図3参照）を掲載しています。このシステムを利用すれば、生命保険会社等から通知された年金支払情報を入力することで、自動的に取扱い変更後の所得金額の計算ができます。

(4) 留意点

①還付の対象となる方

保険年金を受け取った年に保険年金を含めて確定申告を行った方のうち、所得控除等により課税所得が生じなかった方については、納税額は生じていません。その場合、その保険年金に係る源泉徴収税額は、全額還付していますので、取扱いの変更に伴う所得税の還付額はありません。

また、保険年金を受け取った年の確定申告において、保険年金について確定申告していない方については、取扱い変更後の所得税額が納付済みの所得税額よりも多くなる場合があります。

このように対象となる年金を受給されている方であっても、実際に還付の対象となるかどうかは、過去の保険年金の申告状況等によって決まってくるので、納税者の方ご自身が還付の対象となるかどうかを判定できるよう、「必要なお手続き判定表（フローチャート）」（図4参照）も用意して

います。

②還付金額

上記のとおり、各年の年金額が同額であっても非課税対象額が異なることから、還付金額も各年において異なることになります。また、課税部分に係る所得金額の計算に当たっては、支払保険料を控除しますので、支払保険料の割合が高い年金については、その割合が低い年金と比べて、取扱い変更前においても課税対象所得金額は小さくなっています。したがって、個人年金等の支払保険料の割合が高い年金については、取扱い変更による非課税部分の所得金額は小さくなります。

4. 納税者の方への 取扱い変更のお知らせ

(1) 広報

10月20日から、国税庁ホームページや税務署窓口のほか、新聞、インターネット、市町村広報誌などを活用して、保険年金に係る所得税の取扱いの変更内容やお手続きの詳細について、お知らせしているところです。

(2) 個別通知

今回の取扱い変更の対象となる保険年金を受給されている方のうち、年金の支払を受ける際に所得税が源泉徴収されている方には、10月20日以降、生命保険会社等から、還付手続きに必要となる年金情報等が個別に通知されています。この通知には、今回の取扱い変更の内容、必要な手続きの案内、還付対象となるかどうかを判定できる「必要なお手続き判定表」が掲載されている「税務署からのお知らせ」（パンフレット）が同封されていますので、納税者の方に今回の取扱い変更の内容をご理解いただくとともに、還付対象となるかどうかを判定していただくことが可能となっています。

また、年金の支払を受ける際に源泉徴収されていない方や住所変更などにより通知が届かない方についても、対象となる可能性のある方については、生命保険会社等に照会していただければ、生命保険会社等から年金情報等が案内されることとなっていますので、通知がない方であっても対象となる方には還付手続きをとっていただけます。

5. 具体的な手続き方法

所得税の還付手続きには、2種類あります。過去に確定申告をしていた場合には、「更正の請求」という手続き、過去に確定申告をしていない場合には、「確定申告（還付申告）」という手続きとなります。これらは税務署での手続きとなりますが、ご自宅で必要な書類を作成されて郵送することも可能です。ご自宅で作成される場合には、必要な様式などはすべて国税庁ホームページから入手することができます。

なお、所得税は還付とならない場合でも、住民税や国民健康保険税などが減額となるため市区町村でのお手続きが必要になる場合もあります。どのような手続きが必要かについては、「必要なお手続き判定表」により、納税者の方がご自身でご確認いただけます。

ここでは税務署での還付手続きについて説明します。

(1) 更正の請求

過去に確定申告をしている年分については、更正の請求という手続きを行っていただきます。その際には以下の書類が必要となります。

- 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた方は、その通知書）
- 更正の請求をする年分の確定申告書の控^{*1)}
- 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

これらの書類に基づき、取扱い変更後の所得金額を「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」により計算し、更正の請求書を作成することとなります。

^{*} 1) 確定申告書の控については、税務署で確定申告書を保管していますので、税務署に事前にお問い合わせいただければ手続きが可能です。

更正の請求は、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に行っていただく必要があります。「取扱いの変更を知った日」とは、納税者の方が実際に知った日となります。他方、更正の請求に基づき減額更正できる期間は、原則として申告書を提出された日から5年間となります。このため、

平成17年分について、早い方は平成22年12月末が期限となりますので、納税者の方には早めの手続きをお願いしています。

(2) 確定申告（還付申告）

確定申告をしていない年分については、確定申告（還付申告）をしていただくこととなります。申告する内容によって必要な書類は異なりますが、一般的には次の書類などが必要です。

- 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた方は、その通知書）
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（他の所得に関する書類）
- 社会保険料、生命保険料、地震（損害）保険料控除証明書など各種控除に関する書類
- 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

還付を受けるための確定申告は、申告する年分の翌年1月1日から5年を経過する日（平成17年分は原則として平成22年12月末日）までに行っていただく必要があります。

6. 還付手続きに当たってのサポート体制

10月20日の還付手続き開始にあわせ、以下のように電話相談や税務署窓口での相談を受け付けています。また、国税庁ホームページでも各種情報の提供を行っています。

(1) 電話相談・税務署窓口相談

電話での相談は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声の案内にしたがって、ご用件の番号「0（ゼロ）」を選択いただくこととしています。今回の還付手続きの専門の担当者が対応します。また、税務署窓口での相談は、納税者の方をお待たせすることなく丁寧にご説明するため、事前予約をしていただくこととしています。

- 電話相談時間：午前8時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます）
- 税務署の開庁時間：午前8時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を

除きます)

(2) 国税庁ホームページ

国税庁ホームページには、保険年金の還付手続きに関するポータルサイトを設け、以下の情報を提供しています。

- ① 「税務署からのお知らせ」(還付手続きのご案内、下記②の「必要なお手続き判定表」、Q&Aなどを掲載した国税庁パンフレット)
- ② 「必要なお手続き判定表」(対象となる保険年金を受給されている方が実際に還付の対象となるかどうかをご自身で判定するためのフローチャート)
- ③ よくあるご質問とその回答
- ④ 更正の請求書や確定申告書等の各種様式
- ⑤ 「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」(年金情報等を基に対象となる保険年金に係る所得金額を計算する計算書)及び記載例
- ⑥ 保険年金の所得金額の計算のためのシステム(年金情報等を入力していただくことで上記⑤の計算書を自動的に作成するシステム)

注) 上記①から⑤については、税務署窓口にも用意しています。

7. 平成16年分以前の保険年金に係る所得税の還付について

最高裁判決の対象となった「保険年金」は、老後の生活保障等を目的として、多数の方に最近5

年に限らず販売されており、また、年金払いという商品の性格からは、是正に当たり、ある年の「保険年金」の課税だけでなく、各年の分について連続した是正が必要となるという特徴があります。このため、所得税の還付請求権等が消滅している平成16年分以前の納税分についても、税務署における確定申告書等の保存期間や民法の債権の消滅時効の期間等を踏まえ、平成12年分以降平成16年分以前の「保険年金」に係る所得税について、特別な還付措置を講ずる方向で検討することとされています。

こうした特別な措置には、法律の手当てが必要なことから、今後、特別な還付措置の内容(還付金額の算定方法等)についてさらに検討を加え、税制調査会での議論を経て、年末に結論を得る方針とされています。

8. 最後に

以上、最高裁判決を保険年金の税務上の取扱いの変更について、その内容や対象となる納税者の方に行っていただく還付手続きについて説明してきました。国税庁では、関係者の方々にできる限りご迷惑をおかけしないよう、最高裁判決から短期間で対応について検討を行い、生保業界等のご協力も得つつ、納税者の方々の還付手続きのサポート体制を整備してきたところです。今後も、納税者の方々の声に真摯に耳を傾け、対象となる方が円滑に還付手続きを行うことができるよう、取扱い変更に係る情報提供などの充実を図っていくこととしています。

～税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください～

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません
- (2) 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、最寄りの税務署まで電話等によりお問い合わせください。

図 2-1 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書

相続等に係る生命保険契約等に基づく
年金の雑所得の金額の計算書（本表）

住 所		フリガナ 氏 名	
-----	--	-------------	--

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	平成・昭和_____年	年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	_____年
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③	円	年金の支払総額(見込額) に占める保険料又は掛金の 総額の割合	④	%

2 所得金額の計算の基礎となる事項

年金の残存期間等に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑤	%
(③×⑤)	⑥	円
年金の残存期間等に応じた単位数 (別表4により計算した単位数)	⑦	単位
1 単位当たりの金額 (⑥÷⑦)	⑧	円

(表) 年金の残存期間等に応じた割合

②の年数	⑤の割合
5 年以下	30%
6 年以上 10 年以下	40%
11 年以上	100%

3 各年分の雑所得の金額の計算

申告又は更正の請求 を行う年分	⑨	平成 21 年分	平成 20 年分	平成 19 年分	平成 18 年分	平成 17 年分
(⑨-①+1) (注 1)	⑩					
単位数 (⑩-1) (注 2)	⑪	単位	単位	単位	単位	単位
支払年金対応額(⑧×⑪)	⑫	円	円	円	円	円
年金が月払等の場合	⑬					
剰余金等の金額	⑭					
総 収 入 金 額 (⑫又は⑬)+⑭	⑮					
必要経費の額 (⑫又は⑬)×④(注 3)	⑯					
雑 所 得 の 金 額 (⑮-⑯)	⑰					

(注 1)

①の年号が「昭和」の場合は、「⑨+64-①」を書きます。
また、「⑨-①+1」(又は、「⑨+64-①」)が、②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。

(注 2)

「⑩-1」が、②の年数に応じた次の上限を超える場合は、その上限を書きます。

②の年数	上限	②の年数	上限	②の年数	上限
11 年から 15 年	②-2	26 年から 35 年	②-14	56 年から 80 年	26
16 年から 25 年	②-6	36 年から 55 年	②-29	—	—

(注 3)

「⑨-①+1」(又は、「⑨+64-①」)が、②の年数を超える場合は、「0」と書きます。
また、⑬の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

ファイナンス 2010.11 11

図2-2 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（別表）

【別表1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表2により求めた年数	b	(____歳)⇒_____年
保証残存期間	c	_____年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
a のみ記載がある場合	a の年数	年金の支払総額（見込額）
b のみ記載がある場合	b の年数	
a と b に記載がある場合	a と b のいずれか短い年数	
b と c に記載がある場合	b と c のいずれか長い年数 ※ ただし、b と c の年数が別表3に掲げる組合せに該当するときは、b と c のいずれか短い年数	年金の支払総額（見込額） ※ ただし書に該当するときは、以下の算式で計算した金額
a・b・c のいずれにも記載がある場合	b が a より短いとき	年金の支払総額（見込額）
	b が a より長いとき	

【算式】
$$\frac{\text{年金の支払総額（見込額）}}{\text{長い年数}} \times \frac{\text{b と c のいずれか短い年数}}{\text{本表③に記載する金額}} = \text{（小数点以下切捨て）}$$

【別表2】 b の年数

b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女
36	40	45	51	26	31	66	14	18
37	39	44	52	25	30	67	14	17
38	38	43	53	25	29	68	13	16
39	37	42	54	24	28	69	12	15
40	36	41	55	23	27	70	12	14
41	35	40	56	22	26	71	11	14
42	34	39	57	21	25	72	10	13
43	33	38	58	20	25	73	10	12
44	32	37	59	20	24	74	9	11
45	32	36	60	19	23	75	8	11
46	31	36	61	18	22	76	8	10
47	30	35	62	17	21	77	7	9
48	29	34	63	17	20	78	7	9
49	28	33	64	16	19	79	6	8
50	27	32	65	15	18	80	6	8

【別表3】 b と c の組合せ

b と c のいずれか一方がイの年数で他方がロの年数のとき （イの年数を本表②に記載します。）	
イ	ロ
10 年	11 年
13 年	16 年
14 年	16・17 年
15 年	16～18 年
20 年	26・36～38 年
21 年	26・27・36～39 年
22 年	26～28・36～41 年
23 年	26～30・36～42 年
24 年	26～31・36～44 年
25 年	26～32・36～45 年
26 年	36 年
27 年	36～38 年
28 年	36～40 年
29 年	36～41 年
30 年	36～42 年

【別表4】 本表⑦の単位数

○ 本表②の年数が 10 年以下の場合

本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)	本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)
1 年	0	6 年	15
2 年	1	7 年	21
3 年	3	8 年	28
4 年	6	9 年	36
5 年	10	10 年	45

○ 本表②の年数が 11 年以上の場合

②の年数 _____ 年 × (②の年数 _____ 年 - ②の年数 _____ 年) = _____ 単位数

【調整年数】

本表②の年数	調整年数	本表②の年数	調整年数
11 年から 15 年	1 年	26 年から 35 年	13 年
16 年から 25 年	5 年	36 年から 55 年	28 年

【別表5】 本表⑫の金額（申告又は更正の請求を行う年分ごとに計算します。）

各年の年金支払額	1 単位当たりの金額 (本表⑧の金額)	単位数 (A ÷ B) (注)	本表⑫に記載する金額 (B × C)
A	B	C	円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「A ÷ B - 1」を記載します。

図3 保険年金の所得金額の計算のためのシステム（入力例）

NATIONAL TAX AGENCY

国税庁

保険年金の所得金額の計算のためのシステム

説明

入力

印刷

入力画面

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金について、遺族支給を受けている方は、1契約ごとに、保険会社等から送付された通知書や契約書等を参考に、以下の項目を入力してください。

入力が終わりましたら、画面下の「計算実行」ボタンをクリックし、計算結果を確認してください。

1 住所、氏名を入力

○住所 (住所の大半を入力)

○氏名 (住所の大半を入力) (例) 田村 花子

○カナ氏名 (住所の大半を入力) (例) コウゼイ ハナコ

2 保険会社から受け取った年金額

申告、更正の請求をする年の年金受取額等を入力してください。入力方法

「(1) 年金受取時期(申告・請求年分)」は「空欄」の項目は、入力の必要はありません。
また、年金の最終受取年分が平成20年分以前の場合は、▼をクリックして最終受取年分を選択してください。

(1) 年金受取時期(申告・請求年分)	平成17(2005)年分	平成18(2006)年分	平成19(2007)年分	平成20(2008)年分	平成21(2009)年分
(2) 年金受取額 (円)	円	円	円	円	円
(3) 利息金の受取額 (円)	円	円	円	円	円

(4) 年間の年金受取回数 (必須)

あなたか「最初」に年金を受け取った年における年金受取回数

その年金受給が終了した方は、その年における年金受取回数

回

回

回

3 年金の計算に関する事項

以下の年金の計算に関する事項を入力してください。入力方法

「(1) 遺族年金等の年金の遺族期間から(100) 保証期間付年金の場合に入力してください。」の項目は、保険契約の種類によって入力項目が異なります。

この入力に誤りがありますと、随時得の金額が正しく計算されませんので、保険会社等から送付された通知書等を参考に入力してください。遺族年金の収入割合

(1) 遺族年金等の年金の遺族期間から(100) 保証期間付年金の場合に入力してください。 (円) 年

【必須】

(2) 遺族年金等の年金の遺族期間 (円) 年

(3) 遺族年金、定期年金の場合に入力してください。

相続等の時の年額 (円) 歳

性別 歳

(4) 保証期間付年金の場合に入力してください。

相続等の時における保証期間 (円) 年

(5) 遺族年金等の年金支払総額 (円) 【必須】 円

(6) 年金支払総額に占める遺族年金等の総額の割合 【必須】

○ わかる

年金支払総額に占める遺族年金等の総額の割合を入力してください。

% (円)

○ わからない

年金支払総額及び年金支払総額に占める遺族年金等の総額を入力してください。

年金支払総額 (円) 円

年金支払総額に占める遺族年金等の総額 (円) 円

戻る

計算実行

入力内容をクリア

Copyright © 国税庁

